

令和 2 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特 別 会 計 予 算

令和 2 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,501
	1 一般会計繰入金	4,501
2 繰越金		46,137
	1 繰越金	46,137
3 諸収入		37,022
	1 貸付金元利収入	36,759
	2 違約金	262
	3 雑入	1
4 市債		3,340
	1 市債	3,340
歳入合計		91,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		91,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	91,000
歳 出	合 計	91,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	3,340	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦 福祉法第37条第2項及 び第4項に定めるところ による。